

長岡京木簡と太政官厨家

今 泉 隆 雄

一 序 言

一九七八年五・六月に実施された長岡京跡第一三次調査において、一本の東西溝から二三三点にのぼる木簡が一括して出土した。

それまで長岡宮・京跡では六個所の地点から一〇余点の木簡が出土していたが、それらにくらべて、これらの木簡は出土点数がとびぬけて多い上に、保存状態が良好で、さらに内容的にも興味深いものを含んでいる。すでにこの木簡については調査担当者によつて適切な紹介がなされ⁽¹⁾、また発掘調査概報も出版されており、木簡の性格については、太政官に関するものであることが指摘されている。小稿では、地子物付札の収納勘査の問題を軸としながら、これらの木簡の性格について太政官厨家に関するものであることを明らかにしようとするものである。また筆者は木簡の釈読に参加したので、その過程で気付いた諸点についてもできるだけ紹介しておくつもりである。

まず木簡の出土状況と伴出遺物について、木簡を考察するために必要な範囲で、調査概報に基づいて略記しておく。

(1) 出土地点は向日市鶴冠井沢の東で、推定長岡京左京二条二坊五・六坪の間の地点である。出土遺構は東流する東西溝SD一三〇一で、この溝は五・六坪間の小路(平安京冷泉小路相当)の南側溝に位置するが、北側溝を検出することができなかつた。一九七八年一月より七九年一月にかけて、第一三次調査に東隣する地域で左京第二二次調査を行ない、SD一三〇一の東延長部を検出し、一一三点の木簡が出土している。⁽²⁾ この調査の際にも北側溝に当たる溝が発見されず、かえつてSD一三〇一に北からT字形に接続する南北溝を検出した。両度の調査の結果、SD一三〇一を小路側溝と確定することはできず、また付近の地域の性格を十分明らかにすることはできなかつた。

(2) SD一三〇一には上層・下層の二時期がある。下層溝は幅二・

七mの素掘り溝、上層溝は下層溝を埋めた後に作られ、幅一・五m、深さ三〇cmで、両岸を杭と側板で護岸している。木簡は両溝から出土したが、下層溝は完掘していず、出土点数も九点と少なく、上層溝が木簡を含めて出土遺物が多い。小稿で扱うのはこの上層溝出土の木簡である。上層溝の層序は二層からなるが、木簡をはじめとする遺物の大部分は溝を埋めたてた第一層から出土した。この第一層には遺物が大量に含まれ、あたかも土と種々の廃棄物で溝を埋めたてたような状況であった。この土層は北の側板をおおっているので、これらの遺物は溝の北側から廃棄されたものである。これらの遺物が水流によって堆積したものである。これらの点は重要であり、この点からこれらの遺物を相互に密接な関係を有するものとして考察することができる。上層溝は全長二〇mを検出しているが、木簡はその中央部の九mの範囲から大部分の二〇四点が出土した。

(3) 伴出遺物は豊富である。ことに、土師器・須恵器の食器類、曲物の容器、一万本に近い箸やしやもじの厨房具、モモ・ウメ・クルミなどの種子や動物の骨などの植物・動物性の食品、さらに瓦、凝灰岩製石材や釘・檜皮・角材片・板材片・手斧の削り屑・木片などの建築部材の出土が多いのが特徴である。そのほか、人形・斎串・土馬などの祭祀具、櫛・檜扇・鑰・硯・刀子柄なども出土している。墨書き土器も多いが、これについては後述する。

三 出土木簡の内容と特徴

木簡の内容を概観しておく。

下層溝出土の木簡は九点で、延暦六年の文書木簡二点がある(三〇一・三〇二)。内容的には上層溝のものと共通するものがある。

上層溝からは二二四点出土し、年紀の明らかなものが二三点ある。「延暦二三年」とある題籤一点(三〇一)、延暦八年一六点、同九年六点である。木簡をはじめとする遺物の年代は、題籤は文書を保存するために用いるので除くとして、延暦八・九年と考えられる。

木簡を内容によって分類すると、文書五九点、貢進物付札五八点、物品付札一六点、習書五点、その他(題籤、折敷の墨書のあるもの)四点で、これ以外は内容不明のものである。

文書は授受関係のある狭義の文書簡三六点と伝票類の記録簡二一点がある(その他は断簡)。文書簡の大部分は食料・物品の請求文書で(三四点)、特に請飯文書が多い(二九点)。

三〇一・造大臣曹司所	史生折飯陸升	合壹斗
三〇二・十月廿三日	史生字努	次田清成
三〇三・考所飯參升	延暦八年八月十日	左船人吉右萬井千繩
三〇四・請飯手飯四升	十月十三日	輕間嶋
三〇五・請飯四升	二月廿三日	輕間嶋

(図版2)

請飯文書は三〇一・三〇二のように差出を明記するものと、三〇三・三〇四のよう

に差出を記さず「請……」で始まるものがあり、後者の例が大部分を占める(二六点)。後者の飯の請求主は、書手(九点)、書生、書工、写手(各一点)で、これらは同一のもので下級の書記官である書生に当たるものであろう。次のように請求主を記さないものもあるが、これらも署名者が同人である点から書生のものとみてよい。請飯量は全て四升で、月日の連続する木簡もあり、これらの木簡は書生の日々の常食を請求したものであろう。署名者は同人のものが多く、特に輕間嶋□が一八点と多く、台八雲三点、その他二点である。このほかの請求文書は、糟(三)、鑠(六)、荒炭(二)、鉄(二元)などを請求したものや、夫・工の発遣を請求したもの(西)がある。

記録簡は、酒や食品の使用などを記録したものもあるが(二七)・(四五)、大部分は、後述する、貢進物の収納・勘査に用いた勘査整理札と称すべきものである。

貢進物付札は、白米が二三點、地子一八点、その他三點で、これらについては後述する。

物品付札は、鹿安、鯛、鮑などの食料品名を記したもの(五点)や「一石四斗九升」(一函)、「三斗六升」(一〇)のように単に斗升を記したもの(六点)、「刀自女」(二七)と人名を記したもの、布(三)、油(一〇)の付札がある。斗升を記したものは何らかの食料品か、油の付札であろうか。

さて内容の特徴としては、太政官に關係するものが多いことが指摘できる。関連深いものごとにのべておこう。

第一は、太政官の官舎の修營に当たる造館舎所に関するものである。前掲(一)の造大臣曹司所のもののほか次の二点がある。

二・大臣曹司作所

充・作官曹司所十五人 半了六十六夫

・七月廿一日

延喜太政官式造館舎条によれば、太政官の太政官曹司・弁外記候所・大臣曹司・厨などの修營のために造館舎所が設けられ、職員として別当・預が置かれていた。別當は少納言・弁・外記・史、預は太政官と弁官の史生各一人が二年交替で兼務することになっていた。(二〇)「造大臣曹司所」、二「大臣曹司作所」、充「作官曹司所」は、この造館舎所に相当するものであろう。また次の二点も造館舎所に關係するものと思われる。

西 請夫二人 工工息人
右以明日可給遣 九月五日松□

元 鉄壺廷付此使欲請九月七日松足

(図版2)

西は夫・工の発遣申請文書で、(一)「造大臣曹司所」木簡にみえる息人が「工息人」とみえるので、造館舎所との関係が推定できる。元の鉄の請求文書は西と同筆で、西の署名者「松□」は元の「松足」と同人と思われるから、これも造館舎所関係と考えられる。このほか(二)の署名者「宇努清成」と同人と思われる「清成」の名がみえる食料品に関する文書(三)もある。

第二に左・右史生や右中辨など太政官の官職がみえるものがあ

る。

一 請用代荒炭參籠

八年八月卅日右史生上毛野三影麻呂

三 糟参升 左右史生等所請十月十七日三嶋々道

この二点のほか「左史生國」(一)、「右史生國」(二)という断簡もあり、また前引

の考所の請飯文書の署名者の「左・右」も左右史生を示すものと思われる。職員令によれば、史生は太政官や八省を初め多くの官司におかれているが、左・右史生と左右がつくのは太政官の左・右弁官の史生各十員のみである。考所については明らかでないが、左右史生が署名していることから太政官所属の所であろう。正倉院文書に造東大寺司写經所の考文所がみえ、これは諸司が考課の資料として式・兵部省に提出する考文を作成する所と思われ、それから類推すれば、考所も太政官の考課に関係する所ではないかと思われる。

右・請中板屋東隔鑑一具□□□□

右依右中辨宣為収納作物所請如件

事了者返上 八年七月十九日上毛野三影麻呂

(異筆)
・又大斤一□□□請如件

(図版2)

四 地子物付札の勘査署名

右は右中弁の宣によって作物を中板屋に収納するために東壁の鑑一具を請求したもので、右中辨がみえ、また差出署名が前引「荒炭請文書」の右史生上毛野三影麻呂と同人である。右・左は同筆で、三影麻呂の筆になるものである。

第三は地子物の付札がある。周知のように、地子は太政官に収納

され、その諸使途にあてられる。このほかに「太政官」と記す習書もある。

三・醫□ 左左左太政官□□

□□

第四は共伴した墨書土器で、太政官の官職を記したものがおおい。「外記」(一)(二)、「弁」(一)(二)、「少史」「史」(各一点)など、折敷側板に「弁官一」(二)と墨書したものもある。以上が太政官関係であることが明確なもので、これらから、SD一三〇一出土の一括遺物が太政官関係のものではあることはまちがいはあるまい。すでに調査概報や高橋美久二氏の論考でもこの点はふれられ、さらに太政官の中でも造館舎所あるいは太政官厨家の可能性が考えられている。筆者は官厨家に関するものと考えるのであるが、その大きな根拠は地子物付札の勘査署名の問題なので、次にはそれについて考えることにする。

貢進物付札の中には白米付札と並んで一八点にものぼる地子物の付札が出土している。地子物付札の出土が珍しい上に、この地子物付札には中央政府段階の収納の際の勘査の署名のあるものが存し、地子物収納の具体相を考察することができる。

周知のように、地子は公田を賃租してその獲稻の五分の一を徴収

したものである。その使途については、天平八年三月庚子官奏（続日本紀）に関連して大宝田令公田条の復原の問題をめぐって論争があつたが、現在では大宝令の段階から養老令と同じく太政官におくられ、その使途にある原則であつたと考えられている。⁽⁸⁾ 弘仁・延喜主税式では、五畿内・伊賀・陸奥・出羽、西海道諸国の地子は現地で用いられるが、それ以外の国では輕貨に交易するか、あるいは春米として太政官に送ることになっていた。地子を交易して京進することは大宝令段階から行なわれ、天平六年出雲国計会帳にもその徵証がみられる。延喜主税式・太政官式によれば、地子物は太政官厨に送られ、官厨家別当の外記・史が監物・主計寮官人の立会の下に勘檢・収納した。⁽⁹⁾ 後述のように、官厨家が地子収納に当たるようになつたのが何時からなのかは問題があるが、これら木簡の延暦八・九年段階に収納に当たつていたことを否定する史料はない。

さて地子物付札は、紀伊国地子塩四点、信濃国地子交易雑腊一点（五）、「播磨国地」⁽¹⁰⁾ とあるもの（一七）、美濃国地子米四点、近江国地子米八点がある。美濃・近江両国のものについては地子と明記しているないが、以下の考証によつて地子米と推定されるものである。これらのうち、紀伊・美濃・近江三国の各群の付札に勘檢署名と思われる「秦安万呂」「肋万呂」の署名がみられる。

紀伊国地子塩 断筒を含めて四点ある（二、三、一三、一三）。断

筒の三を除く三点の表の下部に異筆の「安万呂」の署名がある。

二 紀伊国進地子塩三斗 「安万呂」
（異筆）

したものである。その使途については、天平八年三月庚子官奏（続日本紀）に關連して大宝田令公田条の復原の問題をめぐって論争があ

つたが、現在では大宝令の段階から養老令と同じく太政官におくられ、その使途にある原則であつたと考えられている。⁽⁸⁾ 弘仁・延喜主税式では、五畿内・伊賀・陸奥・出羽、西海道諸国の地子は現地

で用いられるが、それ以外の国では輕貨に交易するか、あるいは春米として太政官に送ることになっていた。地子を交易して京進することは大宝令段階から行なわれ、天平六年出雲国計会帳にもその徵証がみられる。延喜主税式・太政官式によれば、地子物は太政官厨に送られ、官厨家別当の外記・史が監物・主計寮官人の立会の下に勘檢・収納した。⁽⁹⁾ 後述のように、官厨家が地子収納に当たるようになつたのが何時からなのかは問題があるが、これら木簡の延暦八・九年段階に収納に当たつていたことを否定する史料はない。

さて地子物付札は、紀伊国地子塩四点、信濃国地子交易雑腊一点（五）、「播磨国地」⁽¹⁰⁾ とあるもの（一七）、美濃国地子米四点、近江国地子米八点がある。美濃・近江両国のものについては地子と明記しているないが、以下の考証によつて地子米と推定されるものである。これらのうち、紀伊・美濃・近江三国の各群の付札に勘檢署名と思われる「秦安万呂」「肋万呂」の署名がみられる。

二 三・伊国地子塩三斗 「安万呂」
（異筆）

延暦九年三月七日

（図版3）

六・壹が「紀伊国進地子塩」、二三が「紀伊国地子塩」で、六には日付を記さないなど記載内容に違いはあるが、四点とも「安万呂」の署名を除く地の文の部分は同筆である。

三・美濃国地子米 二・云・ニセ・四〇の四点がある。

ニセ・美濃国綱丁勝栗万呂

・九年五月廿一日

云・美濃国米綱丁勝栗万呂

・延暦九年五月十九日 「秦安万呂」
（異筆）

（図版3）

云が「延暦九年五月十九日」、ほかの三点が「九年五月廿一日」で日付が異なるが、云・ニセは署名部分を除いて同筆である。二・四〇は墨色が薄く筆蹟の判定が困難である。云の裏の下部に異筆の「秦安万呂」の署名がある。なお、四〇・二は、四〇の下端の切り口と二の上端の切り口が接合し、同材を二つに切つて作った木簡であることが知られた。材は杉の柾目である。木簡の材の作り方を明らかにできる稀有な例である。

近江国地子米 断筒を含めて八点あり、日付と署名によつて a・

b 二群にわけられる。

a 群 五月十三日 秦安万呂 四点（二・一九・一九・一九）

二九・近江国米綱丁大友醜麻呂
（異筆）

五月十三日秦 「安麻呂」

（図版3）

b群 五月七日 肋万呂 四点 (107・140・170・134)

[印]・近江国米綱丁大友醜麻呂

五月七日 「肋万呂」

(図版3)

a・b群は形態の上でも異なる。a群は上下両端を山形に尖らせるのに対して、b群は上下端を刃物を入れ切斷するか、水平に削つているだけである。筆蹟は署名部分を除く地の文の部分については、a・b各群の特徴もあるが、両群を通じて同筆である。全体として右肩上りの文字で、「近江国」「大友醜麻呂」の文字はa・b群を通じて共通の特徴がある。また「米」字はa・b群で少し相違があるが、いずれも増画の特徴的な字体である。a群の地の文と「安万呂」の署名の筆蹟の区別については釈文のように判断したが、仲々むづかしいので、のちに他の木簡の安万呂の筆蹟と比較しながらのべる。

以上のように、紀伊・美濃・近江三国の付札に異筆の署名があり、そのうち「秦安万呂」の署名が顕著である。安万呂の筆蹟はこのほか次のものにもみられる。

一五・十八日作箸八十三人料

〔異筆〕

(図版3)

上端左右に切込みをもつ付札型で、作った箸に付けられた送り状であろう。表が腐朽して筆蹟の判断がむずかしいが、裏の署名は表の筆蹟にくらべて肉太で、異筆と判断した。大量に箸が出土しており、それと関連する内容である。さらに次のような「月日十安万呂」

※法量は長さ×幅×厚さ。単位mm。()を付けたのは欠損しているものの現存法量を示す。

一七・四月八日安万呂

(図版3)

以上のように秦安万呂の関係史料は、貢進物付札八点、送り状一点、「月日十安万呂」八点の総計一七点がある。署名は「秦安万呂」と氏姓から記すものは少なく(三・一五)、單に名前のみ記すものが多く、また名前も「安麻呂」は少なく(一五・一七)、「安万呂」が多い。これらの「安万(麻)呂」の署名は全て同筆である。

ところで、前に問題としてのこした近江国のa群の付札の署名の同・異筆についてみておく。近江国の中の付札は筆蹟のはつきりした元・一五を史料としてあげる(図版3)。まず「元」では「安麻呂」の文字が「秦」より上にくらべて墨色が濃く、両者の間で筆が変わつて

番木 号簡	月 日	法 量	備 考
一八五	三月九日	一〇六×一四×五	
一三三	閏三月廿四日	一一六×一九×六	
一五	四月五日	(六〇)×(一五)×三	下折損
一三八	四月八日	一一六×(一四)×三	図版 3
一七七	四月八日	一六×二〇×五	
一九〇	四月八日	六六×二九×二	
一六五	四月十五日	一三六×一九×二	
七	(廿九)六日	(七九)×一八×三	上折損

第一表 勘査整理札一覧

いるらしい点に注目したい。次に、元・一元の「秦」字と安万呂の自筆である²¹美濃国付札(図版3)と²²五箸の送り状(図版3)の「秦」字を比較されたい。「秦」字の「夫」「禾」の各々に關して、前者と後者に各々共通性があるとともに、両者相互の相違が看取できる。元・一元の「秦」字は安万呂自筆のそれとは異筆と判断できる。次に日付について、元・一元のそれは安万呂自筆の「月日十安万呂」の²³「モ」とは異筆で、安万呂の筆蹟ではない。元・一元の「五」字にみられる右肩上りの筆法は表の「近江」字と共通性があり、同筆である。また近江国付札の肋万呂署名の「モ」(図版3)の日付とも同筆である。以上の検討から、a群の付札は表の「近江国……」から「五月十三日秦」までが一筆で、「安万呂」の署名のみが異筆と判断された。これらの木簡が貢進物付札であるとするならば、これは非常に奇妙な署名の仕方であるが、これについては後述する。

さて、本題にもどって、貢進物付札の機能については、かつて拙稿で貢進物収納の際の勘査に用いるものと考え、調庸付札を例にとつて、付札が郡衙段階で付けられ、国衙・中央政府段階の勘査を受けたことを明らかにした。紀伊・美濃・近江三国の付札にみられる異筆の安万呂・肋万呂の署名は、貢進物収納の際の勘査の署名で、安万呂の署名が国を異にした付札にみされることや、箸の送り状や「月日十安万呂」の伝票類にもみられることから、安万呂は中央政府の官人であり、この署名は中央政府段階における収納の際の勘査署名と考えられる。また安万呂は紀伊国地子塩の付札に署名している

から、地子収納に当たる太政官厨家の官人と思われる。さらに、美濃・近江国の付札は米と記すだけであるが、官厨家官人の安万呂が勘査署名をしているから、地子米の付札と推定できる。貢進物付札の勘査署名の確かな実例は、これまで平城宮跡出土の続労錢付札にみられるだけであったが、ここに多くの実例が出土することによって、前述した貢進物付札の機能に関する私見が裏付けられたことになる。

さて、これらの勘査署名の意味については、すでに、北条秀樹氏が、貢進物の収納手続に関連して論じておこ²⁴る。北条氏によれば、調庸など貢進物の中央官衙における収納手続には三段階があつた。第一段階は、貢進物を運上してきた国の綱丁と収納官衙との間に行なわれる貢進物の送付受納、第二段階は、収納官衙・封主から綱領郡司への見納分に関する返抄・収文の交付、第三段階は、国の難掌が主計寮に赴き、第二段階でえた返抄・収文と抄帳の勘合が行なわれ、最終的な調庸返抄の拘放が決定される。このような手続は、主に承和十年(八四三)三月十五日官符(類聚三代格)など九世紀の史料によって復原されるが、すでに八世紀から第二段階の見納分に対する返抄・収文の交付も行なっていた。勘査署名がなされるのは、第一段階の貢進物の送付受納の段階であろう。前にも述べたように、延喜主税式・太政官式によれば、地子物は官厨家別当らによって勘査され、官厨家に収納されるのである。北条氏は、付札の勘査署名の意味について、付札が収納物実の集計および

返抄作成の資料として利用されることを考えている。貢進物の収納は短期間にすまなかつたから、貢進物を忽計し、その見進・未進を明らかにするために付札が用いられたとするのである。そして、その際、収納に当たった官人の責任を明らかにするために、収納官人の加署が必要であったのである。桓武朝において調庸物の未進・違期などに關して諸施策がとられ、国郡司の責任が問われて専当制がとられる一方、収納官人の責任も問われていたのである（延暦十六年四月十六日官符類聚三代格）。

ところで、近江国のa群の付札の奇妙な署名の仕方については、どのように解釈したらよいであろうか。文書においては書記官が本文と署名の氏姓までを書き、名前だけを自署するのが普通にみられ、これらの木簡はそれに類似するが、書式からみて貢進物付札の一種とみるほかない。この木簡では「近江国……」から署名の氏姓の「秦」までを貢進側が記し、それに収納・勘査に當たる官人が、「安万呂」の署名をなしたと解すべきである。さすれば、貢進側では収納側の勘査に當たる官人を知っていたことになる。勘査の官人は近江国の付札の署名者に安万呂のほか助万呂がみえるように、一人に固定していたわけではなく、複数の者が當たっているから、貢進側が地方から地子物を送り出す際に、勘査の官人が誰になるか知る筈もない。従つて、これらの付札は、京において地子物の送付受納の行なわれる直前に貢進側が付けたとみるのが妥当であろう。

北条氏が明らかにしているように、貢進物の収納には長期間を要

した。三代実録元慶七年（八八三）十一月二日の勅によれば、貞觀民部式に調庸雜物は期月の後二十日以前に収納することが定められているにもかかわらず、當時、民部省は綱領郡司が見参してのち、月に移文を送らないために綱領郡司らが困苦するという状況が指摘されている。貢進物の収納・勘査は長期間に少量ずつ行なわれ、そのような状況において、貢進側は京において次日に勘査をうける貢進物の分に付札をつけるということをしたのではないかろうか。そのような状況を想定すれば、貢進側が勘査者を知つていて、付札にその署名の氏姓を記すということはありえよう。

紀伊国や美濃国との付札は、近江国の付札のように署名の問題からはいえないが、やはり同じように京において勘査の直前につけられたものであろう。近江国の付札の日付は貢進側が記したものであるが、右のような事情からみて、収納の日を示すものである。このよう観点からみると、美濃国付札の日付は五月十九日と五月廿一日、紀伊国のが三月七日と三月九日と近接しており、さらに美濃国のは日付が異なっても綱丁は同じ勝栗万呂である。このような点から、両国の付札の日付は貢進側が書いたものであるが、地方から貢進した日を示すとみるより、収納の日を示すものと考えられ、両国の付札も、近江国と同様に京において収納の直前に付けられたものとみることができる。近江・美濃両国の付札の形態が、付札の中では例数の少ない、切込みのない〇一一型式であることとは、あるいは

はこれらの付札が付けられた右のような事情が関係するのかもしない。長い道中付けられてくるわけではないから、しつかり俵に結びつける必要はなく、あるいは俵の縄の間にでも挟みこんでいたのだろうか。

これらの地子物付札は、地方から付けてくる一般的の貢進物付札からみると頗る奇妙なものであるが、その機能においては勘査・収納のために用いるという点で同じであり、貢進物付札の一種とみるべきものである。

ところで、これらの地子物付札の貢進主体の書式は、紀伊国のは國名のみ、近江・美濃両国のは國名と綱丁名を記し、調庸物付札が一般的に国十郡十郷十貢進者の書式であるのとは異なる。貢進主体の書式は、勘査においてどの段階までの貢進の責任を問うかを示す。調庸物のように貢進者名まで記すのは貢進者の貢進の責任を問うのに対して、地子物のように國名のみのは國の貢進の責任を問うのである。そして両者の間では勘査の仕方も異なる。前述したように、調庸物は郡衙で徵収して付札を付し、國衙段階で貢進者単位の、中央段階で国郡単位の勘査が行なわれたのに対して、地子物は國の責任を問うだけであるから、中央段階の官厨家の勘査のみをうければよいのである。地子物がこのような形の勘査をうけたのは、地子貢進物が國衙によって調達されたからなのである。地子は貢租農民から徵収されるが、貢進に当たっては春成して白米とする一方、交易によつて雜物にかえて貢進されたのである。春成の仕方につい

ては詳しく述べられないが、交易には國衙が当たり、指定された物品を調達したのである。これら三國の地子付札を京で付けることができたのは、詮じつめれば、官厨家の勘査をのみうければよかつたからである。そのような場合でも、普通には國衙で付札を付けてくるのであるが、これらの地子物の場合何か特別な理由が伏在したものであろうか。例えば、京において交易して貢進物を調達したということも考えられないが、美濃・近江国の場合には米であるから、そのようには考えにくい。あるいは貢進側の役人の立場からすれば、付札は官厨家の勘査にまにあいさえすればよいというようなことなのかもしれない。

最後に、「月日十安万呂」の木簡に注目したい。これらも安万呂が地子物の勘査担当官人であることからみて、地子物の勘査に用いられたものと思われる。安万呂自身に關する上日あるいは常食支給などに関する簡単な伝票かとも思われるが、同日の四月八日のものが三点あるから、そのようなものとは考えにくい。すでに調査概報に指摘があるように、これらの木簡は地子物収納の際、付札に署名する代わりに貢進物に挟みこんだもので、勘査署名と同じ役割を果すものであり、勘査整理札とでも称すべきものであろう。付札には全てに勘査署名があるわけではないから、署名のないものは勘査整理札を用いたのかもしれない。安万呂署名の付札と勘査整理札の日付を比較すると第二表の通りである。前者の日付は勘査収納の日付を示すものであるから、後者と比較できる。両者は三月、閏三月、四月、

貢進物付札	勘檢整理札
紀伊	延暦九年三月七日
紀伊	九年三月九日
近江	三月九日
美濃	閏三月廿四日
	四月五日
	四月八日
	四月十五日
※閏三月は延暦九年	五月十三日
	五月十九日

第二表 付札と勘檢整理札の日付

五月と連続する月であつて、この点からもこれらの中簡が勘檢に關係するものであることがうかがえるが、また一方、兩者は三月九日を除いて重複しない。あるいは安万呂は時に応じて付札に直接する署名する方法と勘檢整理札を使いわけていたのかかもしれない。

五 太政官厨家と木簡

ここに至つてようやく出土木簡の性格を論ずることができるようにになった。これらの木簡は近辺の官衙から廃棄されたものであるから、木簡の性格を論ずることは当然近辺に存した官衙を推定することになる。

前述したように、木簡の性格については造館舎所に関するものといふ見解がある。その根拠は、ひとつは第三項に述べたように、造館舎所に関する一群の木簡が存することであり、ふたつは其伴遺物

として、多量の角材・板材片や手斧の削り屑、木片などの建築部材片が出土していることで、造館舎所の現場事務所のようなものが想定されている。¹⁹ 木簡によつて官衙を推定する場合、各々の木簡がどのような機能をもち、どの段階で廃棄されるのかという観点をぬきにしては考えられず、単に木簡に官衙名がみえるからといつてそれだけで決めるわけにはいかない。造館舎所説の場合、たしかに関連する一群の木簡があるのであるが、このような観点から、考所や多くの書生の請飯文書などを解釈できるかは疑問である。筆者は太政官厨家説をとるが、その論証に入る前に、官厨家について橋本義彦氏の秀れた論考を参照しながら整理しておきたい。

官厨家は弘仁三年十二月十五日、同廿八日の二つの官宣旨に初見する。²⁰ その機構は、延喜太政官式によれば、別当・預があり、別当は少納言・弁・外記・史から各一人が兼務し、預は太政官ならびに左右弁官の史生各一人が兼ね、一年で交替する。²¹ 永觀三年（九八五）正月十三日の宣旨にはこのほかに案主がみえる（類聚符宣抄）。その職掌は、第一に、前述したように地子物の収納である。橋本氏は官厨家が地子収納に当たるようになったのは、九世紀後半の天安・元慶の交わりとする。すなわち、地子物の送付先について、養老田令公

田条・弘仁主税式には「送太政官」とあるだけで、延喜主税式に至つて始めて「送太政官厨」とみえること、また官厨家の初見史料である弘仁三年十二月十五日・廿八日の二つの官宣旨によれば（注²²）官厨家がまだ地子を管掌するに至らず、その一部を厨家料としてさ

きあてられたことがうかがえるから、弘仁年間の段階ではまだ官厨家が地子収納に当たっていはず、天安二年・元慶七年の格によつてそのころに地子収納を管掌するに至つたというのである。しかし、弘仁三年十二月十五日官宣旨は厨家物を以て召使の冬夏時服を支給することを定めたもの、十二月廿八日官宣旨は、細布を地子の交易物として貢進することを命じたものであるから、官厨家が地子収納に当たつていないと示すものではなく、弘仁・延喜主税式の文言の相違も、延喜式に至つて送付先を詳しく示したとも考えられるから、弘仁三年あるいは弘仁式段階で地子収納を管掌していかつたということにはならない。弘仁三年十二月廿八日官宣旨には「厨家用折地子」の語があるから、この段階で少なくとも官厨家が地子をその使途にあてていたことはたしかである。第二に厨家本来の職掌である厨房として酒饌を弁備することである。これには、(1)太政官の直接沙汰する諸行事に備進する場合、(2)太政官官人に供進する場合がある。(2)の例としては太政官官人の常食があげられる(延喜十年十二月廿七日官符 別聚符宣抄、政事要略)。第三に、地子米や地子の交易物を頒給・使用することで、これにも(1)太政官の直接沙汰する行事に關係する場合、(2)太政官官人に支給する場合、(3)便宜に従つて流用される場合がある。(2)の例としては、「官人月俸」(延喜十年十二月廿七日官符)や「夏冬頓給折」(延喜十四年八月十五日官符 別聚符宣抄⁽²⁾)などがある。第二・第三の職掌に関連していえるのは、地子物の用途が原則として太政官關係のこととに限られるということである。

ある。第四に倉庫の管理である。これは一一世紀に入つてからの史料しかないが、地子物収納のため倉庫を有しており、地子物をはじめ便宜他司の器物も保管した。以上が官厨家の概要であるが、官厨家の初見は弘仁三年(八一二)で、本木簡群の年代の延暦八・九年(七八九・七九〇)とは二一、二年の懸隔があり、またその機構や職掌については九世紀以降の史料によつており、右記したような官厨家が延暦八・九年段階まで溯り得るという確証はない。しかし、本木簡群がこのような官厨家の職掌に即してある程度適合的に理解できるならば、かえつて、そのような官厨家の存在を延暦八・九年段階まで溯らせることができるのではないか。以下木簡と官厨家について検討する。

本木簡群を官厨家のものと考え得る何よりの根拠は、勘査署名をした地子の付札や勘査整理札が存在することである。付札に勘査の署名をすることは付札が収納後何かに利用されることを示し、それは収納地子物の集計や返抄作成の資料として利用されたわけである。そのために付札は収納の段階で貢進物からはずされたのである。勘査整理札はそれだけでは貢進物の内容を知りえないから、付札をはずして、それと一緒に紐で括るとかして、勘査署名のある付札と同じように利用されたものと思われる。その付札がはずされ、利用されたのは地子物の収納に当たる官厨家のほか考えようがあるまい。

次に、文書簡については、請求文書、ことに請飯文書が多かつ

た。考所や書生らの飯、造館舎所関係の飯・鉄、左右史生の糟の請求がみられる。前述のように、請求主の造館舎所、左右史生、考所は太政官関係であることが明らかであり、書生も、請飯文書の署名者の輕間嶋□と秦安万呂との関係から太政官の仕事に従事した書生とみられる。輕間嶋□は書生らの請飯文書に筆蹟を残すとともに、つきの木簡がある。

110 廿五日輕間嶋□

011 33×22×4

請飯文書の断片かとも思われたが、上下・左右ともに削つてある完形の小型矩型の木簡で、安万呂の勘檢整理札との記載内容や形態の類似から勘檢整理札と思われる。とするならば、輕間嶋□は安万呂と同じく太政官の官人で、彼の署名している請飯文書の書生らは太政官に勤務していたものということになる。請求物の飯・糟は厨房である官厨家として当然であり、特に飯は官厨家の太政官官人への常食弁備の職掌との関連が指摘できる。鉄も地子交易物の中にあるから官厨家に請求されておかしくない。⁽²⁰⁾ これらの請求木簡は、太政官の各部局から官厨家へ食料品や物品を請求したもので、官厨家の第二・第三の職掌に関わるものである。木簡の廃棄の点からみると、これらの木簡は差出(請求側)から宛先(支給側)官厨家へきて廃棄されたものである。請飯文書には、上・下端あるいは中央のいずれかに孔を穿ったものが五点あるが(三一・三三・五〇・五二・五五)、これは、これらの木簡が宛先の官厨家で紐を通して保管され、のちに正式な紙の文書の作成に利用されたものとみられる。

酒や食料品の使用を記した伝票(十一・四五)や箸の送り状(一五)も官厨家の厨房の職務に關係するものである。後者は大量の箸が出土して興味深い。某所から送られてきた箸に副えられたもので、安万呂の署名はやはり受納の際のものであろう。

六七
鐘の請求文書は倉物の収納に關係する内容で、また倉代の下や東□殿に鍵や鍵柄を収納した記録もある。

[八] 六月八日納東□殿□廿五籠□ □□□□□□□

・倉代下收鍵二百卅四口

鍵柄百□□□

これらは第四の倉の管理の職掌に關係するものである。ちなみに鍵は地子交易物の一つである。

物品付札に食料品の付札が多いのは官厨家が厨房であることから当然であり、油・布などは地子交易物としてみえる。

伴出遺物に関しては、土師器・須恵器・木製皿などの食器類、曲物の容器、しゃもじ・箸などの厨房具、桃・梅などの各種の種子・動物の骨などの食料品が多く出土していることは、官厨家の厨房としての職掌に適合する。太政官の官職名を記す墨書土器は彼らへの供膳用のものである。また「厨」(二点)、「主厨」(一点)と記す墨書き土器は官厨家そのものを示すものである。

以上、各種の木簡や伴出遺物が官厨家の職務に即して適合的に理解できることを明らかにした。もちろんその職務から直接説明できない木簡や遺物がないことはないが、以上の検討によつて、本木簡

群や遺物が官厨家からの廃棄物であるという推定はかなり蓋然性の高いものであろう。そして、出土地点の近傍に官厨家の所在が推定できる。平安時代末期成立の平安京図（九条家本・陽明文庫本）によれば、宮域の東・西隣接地には官衙町が形成され、その中で、官厨家が左京一条二坊五坪、外記町がその西隣の四坪に所在している。この平安京官厨家の位置は木簡の出土地点から北へ三坪離れているだけで、長岡京官厨家から平安京への占地における密接な関係がたどれるのである。

第二二次調査ではSD一三〇一の北の推定六坪の地域に掘立柱建物や井戸が検出されているが、まだ遺構の面からは官厨家といえるようなものは確認されていず、さらに付近の発掘調査の進展が望まれる。遺跡としての官厨家が明らかになるまで、本考は一つの仮説にとどまらざるを得ない。

九世紀の文献史料にも秦安麻呂なる人物がみえているが、同一人の可能性があるのは、続日本後紀承和三年（八三六）閏五月壬午条にみえる右京少属秦忌寸安麻呂で、この時朝原宿祢姓を賜っている。木簡の年代から隔たること四六、七年である。若くして太政官史生として勤めはじめ四十年余の後、右京職の四等官の末端に連なるようになったと考えられないではないが、秦といい安万呂といい、古代には多くみえる氏姓・名前であるから、同一人と断定するわけにはいかない。

六、余 言

秦安万呂ほど木簡に多くの筆蹟をのこした人物も珍しい。最後に

安万呂に関する憶測を記してしめくくりとしたい。安万呂は地子収納に当たっているから官厨家の官人であることは確かであり、それも収納のような実務に当たっているから、下級の官人であることが推測できる。官厨家の最下級の職は案主であるが、これは一〇世紀後半にみえるもので八世紀末に設けられていたとみるのは無理であ

注

- (1) 高橋美久二・山中章「長岡京出土の木簡」（月刊文化財」一九七七年十二月号）、高橋美久二「長岡京左京第十三次調査出土の木簡」（奈良国立文化財研究所「第三回木簡研究集会記録」）
- (2) 向日市教育委員会「向日市埋蔵文化財調査報告書」第四集（一九七八）

〔長岡京左京第一三次発掘調査報告〕、「長岡京跡左京第一三次発掘調査略報」（長岡京跡発掘調査団ニュース第四号）、以下引用する木簡釈文の番号は両報告書の木簡番号である。なお釈文は一部よみなおしたものがある。

(3) 山中章「京都・長岡宮・京跡」（本誌「一九七八年出土の木簡」所収）
長岡京跡発掘調査研究所・向日市教育委員会「長岡京跡発掘調査左京第

「二次現地説明会資料」第一三次調査の木簡と共に通する内容のものが出土している。

(4) 延喜太政官式造館舍条

(1) 00
研究集会記録
拙稿「長岡京出土木簡補足報告」(奈良国立文化財研究所「第三回木簡
〈延喜太政官式〉凡厨家雜物、別當外記史与諸司共出納之諸司謂監
物、主計」)

凡造館舍所者、所官大臣曹司及外語候別當少納言并外記史、及預太政官并官史生各一人、二年為限、二月相替、別當先檢破損、隨行三料物、其三修繕、且加勘定、若有臨事不了之輩、不必待二限、將レ

仁式遊文を弘仁式造館告祭にあてると、省略文で意味不明の点がある。

張仁式 館舍及公文屬者云々 每年八月一由相代 別當曹司所著 正月

相代

和銅五年十一月辛巳格で左右弁官の史生を各六員増員し、通前十六員と

する（続日本紀）

大日本古文書一一二三一~二三三、五一二、一五一三〇九

関連史料として、平城宮跡第三五次調査から出土した乗田価錢の付札が

ある。

近江國乘田価錢

卷之三

032 (平城宮旁掘調查出土木簡概報七十五頁)

其伴した木簡に、「天平」とある習書や、「大養德國」(天平九年)

の習書があり、天平年間のものと推定される。

鎌田元一「公田賃租制の成立」(『日本史研究』一三〇)

〔弘仁主税式〕凡五畿内伊賀等国地子、混_三合正税_一、其陸奥宛_ニ儲糉并鎮

兵糧一、出羽狄祿、大宰所管諸國、宛二對馬多轍二嶋公廨一、余國交三易輕

貨、送太政官、但隨近及緣海國春米運漕、其功貲便用數內一

〈延喜式〉凡五畿内伊賀等国地子、混合正税^一、其陸奥充^二儲糧并鎮

兵糧一、出羽狄祿、太宰所管諸國、宛^二對馬嶋司公廢^三外、交易輕貨、

送三太政官厨、自余諸國交易亦同、但隨近及緣海國、春米運漕、其功

貢便用三數內一。

(20) 〔延喜太政官式〕 凡厨家雜物、別當外記史与諸司共出納之物、主計
 (19) 摘稿「長岡京出土木簡補足報告」(奈良國立文化財研究所「第三回木簡
 研究集会記録」)

(18) 摘稿「貢進物付札の諸問題」(奈良國立文化財研究所「研究論集IV」)
 (17) 注(2) 摘稿、奈良國立文化財研究所平城宮發掘調査出土木簡概報四「九頁
 北条秀樹「平安前期徵稅機構の一考察」(『古代史論叢』下巻)「文書行
 政より見たる国司受領化——調庸輸納をめぐって——」(『史学雑誌』八
 四一六)

(16) 平城宮跡出土の貢進物付札の統計によれば、○一一型式は九・六%で、
 また俵につける付札の場合は〇一一型式が八・二%にすぎない。注(2)拙
 稿「貢進物付札の諸問題」参照。

(15) 地子米の春米・運上について、令集解田令公田条所引の穴説によれば
 「穴云、送謂官屬人送耳、春米亦給之功也」、また弘仁・延喜主税式(注
 ⑨)でも、春米・運漕の功賞は地子を以て給すると定める。
 注(1) 高橋美久二「長岡京左京第十三次調査出土の木簡」

(14) 橋本義彦「太政官厨家について」(『平安貴族社会の研究』所収)
 〔弘仁〕十三年十二月十五日宣旨 類聚符宣抄

(13) 召使日給

(12) 右大臣宣、召使身直三太政官、着三到散位寮、事不三穩便、自今以後、
 宣旨依レ資申三番名於外記曹司給其上日、番別下上寮、又以三厨家物一給ニ
 冬夏時服、並以爲例、

(11) 弘仁三年十二月十五日 少外記大春日朝臣頼雄奉
 〔弘仁〕三年十二月廿八日宣旨 類聚符宣抄

(10) 応レ交ヨ易厨家雜用折細布一事
 右被三右大臣宣傳、厨家用折地子是定、而至于件布、更請官物、於レ
 事論レ之、甚非道理、仰ニ所出國「交易令」進、永以爲例者、
 弘仁三年十二月廿八日 少外記船連渡守奉
 〔延喜太政官式〕 凡厨家別當、少納言并外記史各一人、及預太政官并左

第三回木簡研究集会の報告「長岡京出土木簡補足報告」（「第三回木簡研究集会記録」所収）並びに一九七八年一二月歴史学研究会古代史部会および一九七九年五月続日本紀研究会での報告「長岡京木簡の諸問題」であるが、見解を変えた部分もある。また写真の掲載・史料の蒐集については、向日市教育委員会・長岡京跡発掘調査研究所の暖かいご配慮をいただいた。記して謝意を表したい。

（一九七九年八月末日稿了）

(21) 右史生各一人、並一年為限、二月列見之後相替、
「官人月俸」は延暦十八年十月廿一日格（延喜十四年八月十五日官符所引）の「大弁以下年新米」、さらに令集解田令公田条所引の古記にみえる官人に供給した「公廩料」に系譜を引くもので、「夏冬頓給料」の商布は、前引の弘仁三年十二月十五日宣旨で召使にも支給されることになつた冬夏時服と同類であろう。早川庄八「律令財政の構造とその変質」（『日本經濟史大系1 古代』所収）

(22) 平城宮跡出土の貢進物付札は、一般に貢進物の消費段階で荷物からはずされたと考えられている。調庸・春米の付札が特定の官衙跡でなく、いろいろの所から出土しているからである。平城宮跡と長岡京跡の付札のはずされる段階の相違については、課題としてのこしておく。

(23) 書生については、奈良時代においては写経所の経師を書生とも称し、また令制官司でも文部省（式部省）、内史局（図書寮）の書生の存在が知られる（大日本古文書四一三〇四、三〇五）。九世紀に入ると、文書作成量の多い式部・兵部・治部・民部省、勘解由使などの中央官司、また大宰府や諸国に史生の職務を代替・補助するために、書生が設置されているが（波々伯部守「九世紀における地方行政上の「問題」「史泉」五〇）、文献史料に太政官書生の存在は確認できない。木簡にみえる書生は太政官書生であるともみられるが、あるいは繁忙の時のみ他司の書生が太政官に勤務したものかもしれない。

(24) 各国の地子貢進物の品目については、延喜十四年八月十五日官符、同十一年十二月廿七日官符（別聚符宣抄、政事要略）参照。

(25) 文書木簡がどこで廃棄されるかについては、横田拓実「文書様木簡の諸問題」（奈良国立文化財研究所「研究論集IV」）を参照。請求文書は、差出と宛先の両方で廃棄された事例がある。

（後記）

小稿の基になつたのは、一九七七年一二月奈良国立文化財研究所の開催した